

消費税の軽減税率制度が実施されます

▶ 軽減税率制度の実施時期

令和元年10月1日（消費税率の引上げと同時）

▶ 消費税率等

- ・ 標準税率・・・10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）
- ・ 軽減税率・・・8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）

なお、地方消費税の税率は、消費税額の78分の22です。

▶ 軽減税率の対象品目

- ・ 酒類・外食を除く飲食料品
- ・ 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

▶ 帳簿及び請求書等の記載と保存

- ・ 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。
- ・ 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等（※）の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。※「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。詳しくは、佐原税務署へお問い合わせ下さい。

▶ 問合せ 佐原税務署 ☎⑤4 1 3 3 1

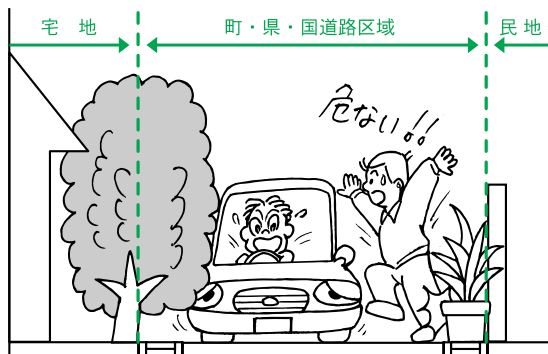


あなたの所有地は大丈夫ですか？

道路上に張り出している 樹木伐採をお願いします！

私有地から道路や歩道に樹木や枝がはみ出していると、車や歩行者の通行や視界の妨げになり、大変危険です。事故を未然に防ぐためにも、はみ出した樹木の伐採にご協力をお願いします。

私有地の生垣や庭木等からの倒木や道路上に張り出した枝の落下等により、通行中の歩行者や車両等が損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。



▶ 問合せ まちづくり課建設係 ☎⑦2 1 1 4

8月は交通災害共済 一斉加入月間！

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営している安心、有利な制度です。年間700円の掛金で交通事故にあった場合に最高150万円の見舞金が支払われます。

8月は、一斉加入推進月間となっていますので、是非この機会にご家族そろって加入することをお勧めします。概要は次のとおりですが、詳しくは役場から配られるパンフレットをご参照ください。

▶ 年会費 1人700円

▶ 共済期間 令和元年9月1日～令和2年8月31日

▶ 見舞金の対象となる事故 自動車やオートバイなどによる人身事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故。

▶ 申込方法 「交通災害共済加入申込書」に必要な事項を記入のうえ、会費を添えて役場総務課までお申し込みください。

▶ 見舞金額

死亡見舞金	150万円
傷害見舞金	2～50万円
身障見舞金	50万円
交通遺児見舞金（遺児一人につき）	10万円

▶ 問合せ 総務課 ☎⑦2 1 1 1